

平成 22 年 4 月 16 日

北九州市長
北橋 健治 様

北九州市地方独立行政法人評価委員会
委員長 石田 重森

意見書

公立大学法人北九州市立大学の中期目標の期間の終了時の検討について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第31条第2項の規定に基づく北九州市地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 平成22年4月12日付北九産総学第4号で提出された中期目標の期間の終了時の検討については、当委員会で審議した結果、適当である。